

廃棄物の根本問題

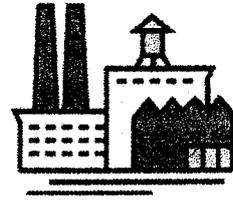
有価物



物品 (有価物)



金 (代金)



廃棄物



物品 (廃棄物)



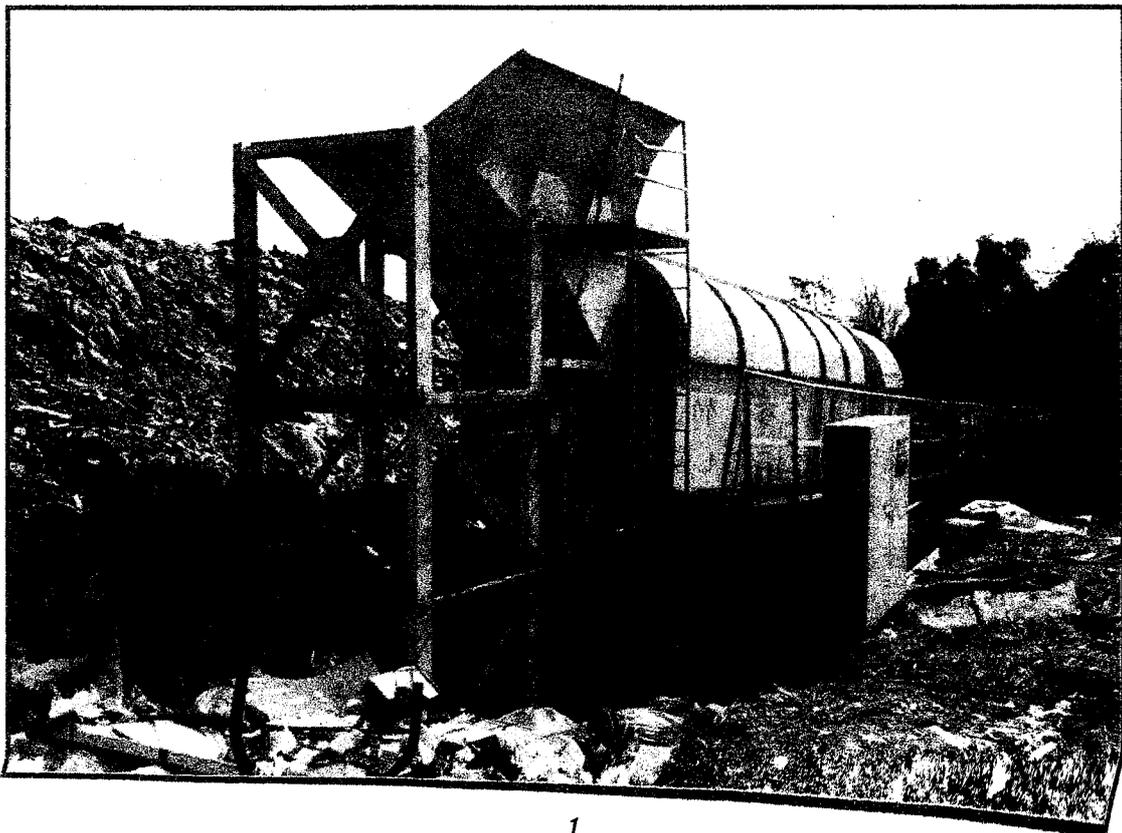
金 (処理費用)



物品の流れと金の流れが同じ

→ 集めるだけで儲かってしまう

選別施設における過剰保管



再生利用指定制度

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抄）

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの

市町村長から指定を受けると、業の許可が不要となる

<再生利用指定制度の実施例>

■市町村 岐阜県高山市（人口 95,445 人）

■対象物 ①剪定枝、河川流木、刈草、竹、木竹製家具類、その他木竹製廃材（2社）
②発泡スチロール及びトレイ（1社）

■概要

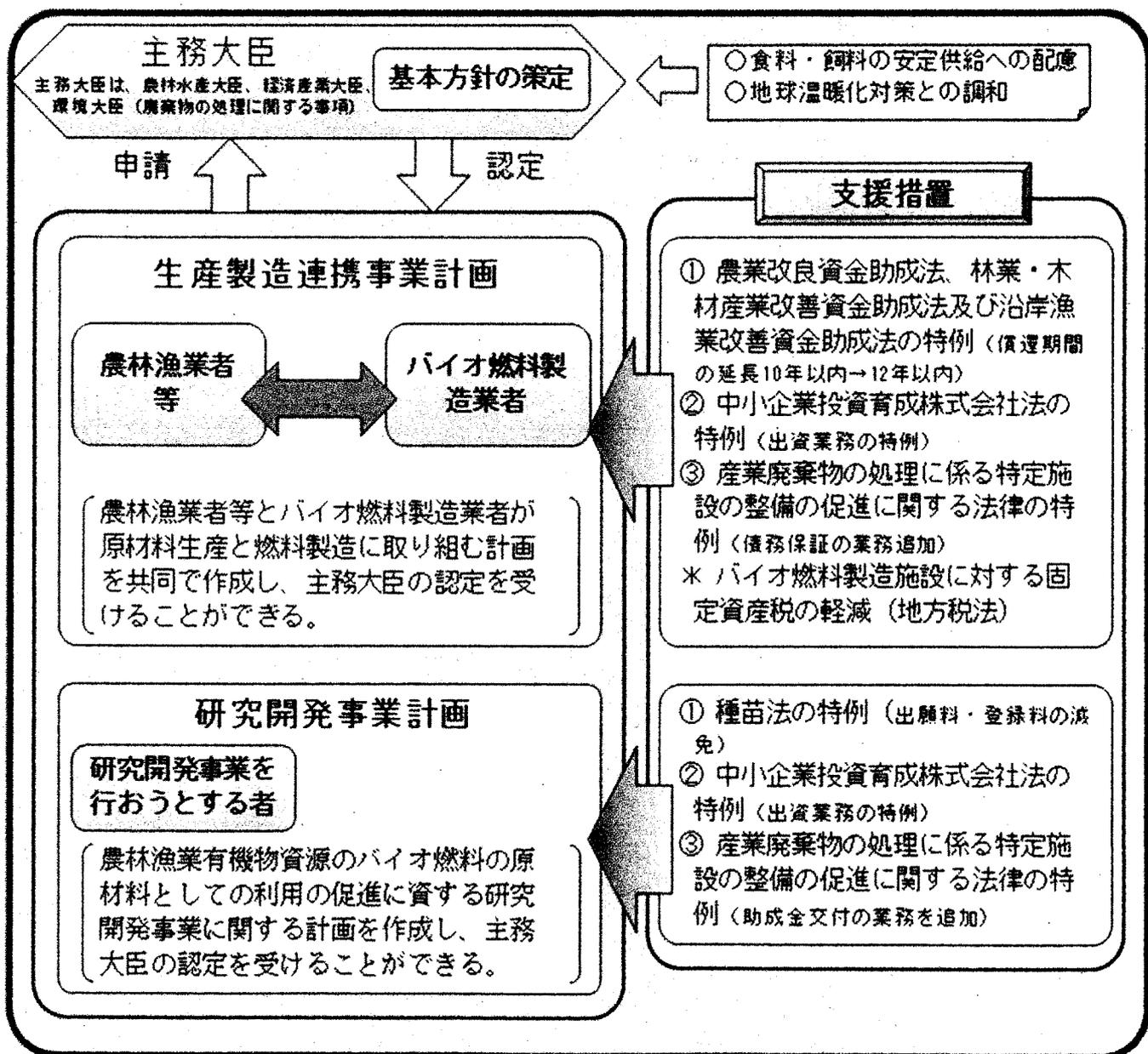
高山市では、一般廃棄物の再生利用の費用負担軽減のために、再生利用指定制度を導入した。特に、森林地域であり林業が盛んであった地域特性に応じて、「剪定枝、刈草、河川流木、竹、木竹製家具類、その他木竹製廃材」を対象にして、再生利用事業者2社に対し指定（処分業）を行っている。

木くず等の用途は次のとおり。

- ①剪定枝・刈草：堆肥原料や吹付け資材として再生し、堆肥製造会社へ出荷
- ②河川流木等：製紙用チップとして製紙会社へ出荷
- ③竹、木竹製家具類、その他木竹製廃材：燃料用チップとして製紙会社へ出荷

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての 利用の促進に関する法律【概要】

【法律の目的】 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与する。



農林漁業の新たな領域の開拓
エネルギー供給源の多様化